

鳥取県自動車部品研究会規約

(名称)

第1条 本会は、鳥取県自動車部品研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、県内の自動車関連企業や大学、専門校、支援機関等が連携し、自動車関連産業への戦略を模索し、取引拡大や新規参入に向けた県内企業の取り組みを支援することで本県自動車関連産業の発展を目指す。

(事業)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 自動車関連産業等に詳しい有識者を招聘したセミナー、講演会等に関する事業
- (2) 自動車部品等構造研修に関する事業
- (3) 展示・商談会など取引拡大に関する事業
- (4) エコ・カー、次世代自動車に関する事業
- (5) その他、研究会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 研究会の構成は、次の企業及び各種団体（以下「企業等」という。）とする。

- (1) 自動車関連企業やこれから自動車関連産業に参入しようとする企業
- (2) 第2条の目的に賛同する法人、団体及び個人

(入会及び退会)

第5条 入会を希望する企業等は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。会費は無料とする。また、退会する場合は、別に定める書類を提出しなければならない。

(会長)

第6条 研究会に会長を置き、公益財団法人鳥取県産業振興機構理事長をこれに充てる。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(アドバイザー)

第7条 研究会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、研究会活動への専門的な見地からの助言や連携を行う。

(全体会議)

第8条 研究会は、全体会議を開催することができる。

- 2 全体会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。
- 3 全体会議は、本会の事業及びその運営に関する事項について協議、決定する。
- 4 会長は、必要に応じ会員以外の出席を求めることができる。

(分科会)

第9条 研究会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会に分科会会長を置き、分科会会長が招集する。

(事業年度)

第10条 研究会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 本会の会務を処理するため、公益財団法人鳥取県産業振興機構に事務局をおく。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、平成21年7月6日から施行する。

- 2 この規約の改正は平成28年2月1日から施行する。